

証 拠 決 定

原 告 内閣総理大臣
被 告 沖縄県知事

右当事者間の地方自治法第一五一条の二第三項の規定に基づく職務執行命令裁判請求事件について、被告の平成八年二月一九日付け証拠申出書記載の証人那覇防衛施設局施設部長佐伯恵通の尋問の申出を採用し、平成八年二月二三日午前一〇時〇〇分の口頭弁論期日に左記のとおり尋問する。

記

一、証すべき事実

各土地所有者等に対する土地・物件調査作成への立会・署名の機会を十分に与えなかったこと。

二、尋問事項

1 本件各土地の所有者等に対して、具体的にいかなる方法で立会・署

名の機会を与えたのか。各土地所有者等のそれらに対する反応は如何。

2 那覇市長、沖縄市長、読谷村長に土地・物件調査作成への立会・署名を求めた経緯

3 被告に対して土地・物件調査作成への立会・署名を求めた経緯

4 その他右に関連する事項

平成八年二月一九日

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁 判 長 裁 判 官 大 塚 一 郎



裁 判 官 坂 井



裁 判 官 伊 名 波 宏

